

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和4年3月2日(水) 10時00分～11時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、矢野安全審査官、佐久間安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

高温ガス炉研究開発センター高温工学試験研究炉部 次長 他7名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年12月16日付けで申請のあった核燃料物質使用変更許可申請書(以下「本申請」という。)について、令和4年2月21日の面談における原子力規制庁からの指摘への回答について、提出資料に基づき、政令第41条非該当施設となるため、HTTR固有の安全性確保の観点から、必要な消火設備(核燃料物質を取り扱う部屋における消火器)の記載を残すとの説明があった。

(2) 原子力規制庁からは、本申請に係る事実確認を行うとともに、機構が本申請において削除するとした核分裂計数管の取扱いに係る火災等による損傷防止のために必要な既許可の消火設備について、本申請により該当施設から非該当施設の取り扱いとなるとしても、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則上必要な設備であり、その解釈を誤用しているため、本申請において削除しないよう指摘した。

(3) 原子力機構から、再度、必要な消火設備について検討する旨の発言があった。

#### 6. 提出資料

- ・ 日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)に係る核燃料物質使用変更許可申請書(令和3年12月16日変更申請の補正方針について)